

令和5年度 上下水道局予算編成方針

令和5年度から、50年先の堺の上下水道を見据えた経営戦略である『(仮称)堺市上下水道ビジョン』がスタートする。

昨今の上下水道事業を取り巻く社会情勢は、著しく変化しており、従来からの水需要の減少に加え、労務費や動力費をはじめとする物価の上昇、地球規模で求められるカーボンニュートラルへの対応といった新たな経営課題の発生、自然災害の頻発・激甚化など、対処すべきリスク要因は増え続けている。

このような厳しい経営環境においても、経営基盤強化を着実に進めるためには、職員自ら創意工夫を発揮し、施設の更新や維持管理、災害対策に加え、広域連携や公民連携、DXの推進、企業力の向上、危機管理対策に重点的に取り組むことにより、上下水道ビジョンの着実な達成はもとより、新たな課題やリスクに的確に対応することで、ライフライン事業者としての使命を果たす。

記

1. 基本理念

職員は局の基本理念（企業理念、経営理念）を意識し、業務遂行の原点とすること。

<企業理念>

都市活動を支え、健康と暮らしを守る ～市民に信頼され 未来に続く 堺の上下水道～

<経営理念>

続けることで、続く！ ～変化を恐れず、創造・挑戦し続ける～

2. 取組姿勢

- (1) 上下水道ビジョンに位置付けた事業を着実に推進する予算とすること。
- (2) 社会経済情勢の変化に起因する「新たな課題・リスク」にも的確に対応すること。
- (3) 下記の姿勢をもって積極的な既存業務の見直しと将来の経営改善に資する先行投資を推進すること。

○ チャレンジ

- ・ 上下水道ビジョンを上回る取組にも積極的にチャレンジすること
- ・ 保有する資源を最大限に活用した収入確保を検討、実施すること
- ・ コスト縮減に向けた手法を検討、実施すること

○ イノベーション

- ・ 慣習や制度にとらわれず、自らの業務をよりよいものに変革すること

○ エビデンス・ベースド

- ・ 客観的なデータを根拠に、継続事業、新規事業の効果を検証すること
- ・ 定量的効果の測定が困難な場合は、定性的効果をもって検証すること
- ・ 効果にエビデンスがある事業については、優先的に予算を配分する

3. 重要取組

(1) 広域連携・公民連携の推進

<広域連携>

- ・ 施設の最適配置、委託業務や事務及び各種システムの共同化等に取り組むこと。

<公民連携>

- ・ 運転管理・維持管理体制（配水管理センター、水再生センター等）及び建設工事の発注について、民間ノウハウを最大限に活用できるよう、新たな公民連携手法（発注方式の見直し（DB、DBO、DBM等）、個別委託業務の包括化等）の導入を検討すること。

(2) DXによる新たな価値の創造

- ・ アナログな仕事のデジタル化、来庁レスの推進、保有データの活用・共有等のDXに取り組み、働く環境を変革することで利用者サービスを向上させること。また、業務を効率化及び高度化すること（申請受付のオンライン化、給排水設備工事関連業務のDX、水質規制業務のDX、新技術の導入による施設の維持管理業務・アセットマネジメントの効率化及び高度化、工事施工監理システムの利用促進、委託業務、事業進捗等のICT活用によるモニタリングの効率化等）。
- ・ 業務システムの更新又は改修に当たっては、業務の抜本的な見直しによるDXを前提条件とすること。また、トータルコストの縮減に取り組むこと。
- ・ 他の成功事例の研究や民間事業者との実証実験の実施等により、経営課題にマッチした新技術の導入を検討すること。

(3) 経営リスクへの対応

<コストの縮減>

- ・ 動力費、燃料費、資材等の高騰に対して、徹底した維持管理コストの縮減に取り組むこと。
- ・ 品質を確保しながら、より安価な工法、材料、発注方法を検討し、更なる建設改良費の縮減を図ること。
- ・ 職員の創意工夫や民間企業・関係機関との連携等によって実施できる事業（ゼロ予算事業）を積極的に推進すること。

<収入の確保>

- ・ 未利用資産に限らず保有する資源（再生水や再エネ設備設置スペース）を最大限に活用することを検討し、料金以外の収入を確保すること。
- ・ 補助金が充当できる事業については、補助金の確保を基本とすること。

(4) 企業力の向上

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現、人材育成、技術継承に向けたナレッジマネジメントを推進すること。また、企業力の向上に資する取組は積極的に提案、実施すること。
- ・ 職員全員がDXを加速するため、デジタル人材の育成に取り組むこと。

(5) 危機管理体制の強化

- ・ 危機事象発生時の迅速かつ的確な情報共有や初動体制を構築するため、防災訓練や防災教育等を通じた業務継続計画やマニュアル等の精査をはじめ、災害協定都市や民間企業等との連携の強化を図ること。

(6) その他

- ・ 省エネ法における特定事業者の責務として、費用対効果に留意しつつ、温室効果ガスの排出抑制に資する取組を実施すること。
- ・ 予算要求にあたっては、新型コロナウイルス感染症や物価変動など社会経済情勢の変化を適切に評価すること。